

大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱の運用基準

大館市の発注に係る業者の選定及び入札参加要件の決定等（以下「業者の選定等」という。）については、大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱を制定し、大館市が行う発注について適用することとするが、その運用基準を下記のとおり定めたので、本要綱の運用に際しては留意すること。

第2条関係

1. 原則として、有資格業者でなければ大館市が執行する競争入札及び見積合わせの指名業者、又は大館市の契約の相手方となることはできない。

ただし、以下に掲げる場合については、有資格業者でない者を指名業者（4の場合にあっては「競争参加手続きの対象者」）及び契約の相手方とすることができる。

(1) 国、他の地方公共団体及びその外郭団体と契約する場合

(2) もっぱら随意契約の対象となる者と契約する場合で、年間の取引金額が比較的小額（概ね10万円未満）で、かつ、当該契約の内容が、継続的又は定期・反復的取引の基本となる契約（年間取引額が小額であっても、多年にわたる契約や定期的に特定の業務等を反復的に行う契約を含む。）でない場合

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号及び第5号の規定により、特定の1者と随意契約する必要がある場合（プロポーザル方式又は企画競争により随意契約を締結する必要がある場合を含む。）

(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき市長が選定した事業に係る入札・契約手続きを行う場合（いわゆる「PFI方式」）、一般競争により契約する場合で、当該競争に参加する者の競争参加資格について本要綱に規定する基準と同等以上の審査を行う場合

2. 予定価格が50万円以下の比較的小規模な修繕の発注は、可能な限り小規模修繕の有資格業者を対象とし、登録項目の決定については、物品調達、役務提供及び小規模修繕に係る発注指針（平成20年4月1日）に基づき行うよう努めること。

第3条関係

1. 第1項第2号の「備えるべき資格等」とは、法令上必要とされる登録、許可、免許、認定及び届出等のほか、大館市が契約上必要と認めあらかじめ指定するものを含むものである。

2. 第3条第4号ア及びウの総合評定値（通知書）は、建設業法（昭和24年法律第

100号)第27条の23に規定する経営事項審査の受審の結果、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3に基づいて算出される総合評定値を指す。なお、経営事項審査及び総合評定値(通知書)の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 建設工事に係る有資格業者は、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2の規定に基づき契約を締結しようとする日から1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。
 - (2) 第3条第4号ア及びウの総合評定値(通知書)は、審査基準日が入札執行日(期間を定めて入札書及び見積書の提出を求める場合はこれらの提出期限の日)から1年7ヶ月前までのもののうち、最新のものとする。
3. 第1項第5号の「備えるべき資格等」とは、契約履行に関する管理等を行う者として有資格業者が契約ごとに配置する者が保有すべき資格等で、法令上必要とされる登録、許可、免許及、認定及び届出等のほか、大館市が契約履行上必要と認め、あらかじめ指定するものを含むものである。なお、当該資格については、発注の内容、技術的な難易度等から発注ごとに決定し、入札公告等に示すものとする。
4. 第1項第5号の契約履行に関する管理等を行う者とは、以下に掲げる者を指す。
- (1) 建設工事における主任技術者又は監理技術者その他建設工事の施工にあたり大館市が工事の現場に配置を求める技術者等
 - (2) 測量及び建設コンサルタント等業務における主任技術者、管理技術者及び照査技術者その他業務の履行にあたり大館市が配置を求める技術者等
 - (3) 役務提供における業務管理責任者
5. 前号に掲げる者は、有資格業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
- なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす雇用関係をいう。
- (1) 在籍出向者、出向社員、臨時社員及び契約社員等でないこと。
 - (2) 入札参加者を公募する場合には、当該公募に係る入札参加申込手続きを行う日(期間を定めて入札書及び見積書の提出を求める場合はこれらの提出期限の日)、入札参加者を公募しない場合においては、契約締結の日の3ヶ月以上前から雇用されている者であること。
6. 入札参加者を公募しない場合において、第2項の「入札参加要件に係る適否の判断」を行うために必要と認められるときは、入札参加業者として指名した者に対して資料の提出を求めることができる。

第5条関係

第4号の地理的条件の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 指名に当たっては、原則として、市内業者（大館市入札参加資格に関する要綱（平成19年4月1日）第4条の2第3項に規定する市内業者をいう。以下同じ。）を優先する。ただし、指名の対象となる業者数、発注内容及び技術的難易度等を勘案し、これにより難いと認められる場合においては、この限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の場合において、指名の対象となる市内業者がないとき又はきわめて少数であるときは、市内に従たる営業所を有する有資格業者（建設工事並びに測量及びコンサルタント等業務の発注に限る。）又は隣接する市町村に主たる営業所若しくは従たる営業所を有する有資格業者のうちから補充する。
- (3) 上記(2)の補充を行ってもなお指名の対象となる業者数が不足するときは、県内に主たる営業所又は従たる営業所を有する有資格業者のうちから補充する。
- (4) 上記(3)の補充を行ってもなお指名の対象となる業者数が不足するときは、県外に主たる営業所又は従たる営業所を有する有資格業者のうちから補充する。
- (5) 上記(1)ただし書の場合において、発注内容及び技術的難易度を勘案し、特に必要があると認めるときは、上記(2)から上記(4)までの規定の例により、指名する者を補充することができる。
- (6) 入札参加条件は、適正な競争性の確保のため、当該条件を付した場合の入札参加可能業者数（潜在業者数）及び本条各号に掲げる事項に留意の上、決定しなければならない。

第7条関係

第1項第3号に基づく指名**等**の差し控えの基準については、別に定めることとし、第1号、第2号及び第4号に基づく指名**等**の差し控え措置を行う場合についても、当該基準を準用するものとする。

第8条関係

1. 第1号の発注及び契約の方法とは、随意契約、指名競争入札（業者の選定及び指名方法を含む。）、一般競争入札等の別を指す。
なお、随意契約に関する事項については、指名審査会の審議事項から除外する。
2. 第2号の入札に参加させる者の選定、及び第3号の入札に参加する者に求める要件に関する事項には、入札の対象となる業務種別及び登録項目の決定に関する事項も含まれる。

第10条関係

緊急その他特別の事情がある場合には、会長の招集により臨時の指名審査会を開催することができる。